

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和6年7月31日付けで変更した。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	定置漁業	22.9 t
	漁船漁業等（日本海）	1.0 t
	漁船漁業等（その他海域）	0.1 t
	留保	2.1 t
くろまぐろ（大型魚）	定置漁業	28.41 t
	漁船漁業等（日本海）	0.1 t
	漁船漁業等（その他海域）	1.96 t
	留保	1.33 t